

平成30年度

第1回長崎県教科用図書選定審議会

【議事録】

平成30年4月24日（火）
10:00～12:00
長崎県庁3階 308会議室

長崎県教育委員会

開催日時	平成30年4月24日(火) 10:00~12:00
開催場所	長崎県庁3階 308会議室
委員の委嘱	別紙名簿順に沿って委員紹介。
会の成立確認	長崎県教科用図書選定審議会規則第4条2に基づき、委員20名中18名の出席により会の成立を確認。 (委員) 公正確保の観点から秘密会としてはどうか。 (委員) 異議なし。
教育次長挨拶	(略)
役員選出	会長、副会長を選出。
会長挨拶	(略)
議事録署名捺印者の選出	1号委員、2号委員、3号委員の中から各1名を会長が指名の上、承認。
審議開始	(会長) 議事に入る前に、この審議会は法の定めによって県教育委員会からの諮問を受けた事項について審議し、答申するとされている。事務局に諮問文の読み上げを願う。
諮問事項確認	(事務局) 諮問文の読み上げ (会長) 本審議会の目的や教科書採択の仕組みについて確認したい。事務局に説明願う。
事務局説明	(事務局) <ul style="list-style-type: none"> ・ 本審議会の目的等について ・ 教科書採択の仕組みについて
審議	(会長) ただ今の説明について何か質問はないか。

事務局説明 審 議	(委員) 特になし。
	(会長) 本審議会は、県教育委員会から出された3つの諮問事項について検討する。審議を進める上で参考になる事務局の案があれば、それを基に進めたいと考えるがいかがか。
	(委員) 異議なし。
	(事務局) 【 追加資料1を配付 】
	(会長) 時間を設けるので、一読いただきたい。
	(委員) 【 資料の確認 】
	(会長) これより、「Ⅰ 採択に関する基本方針」「Ⅱ 採択の方法」「Ⅲ 選定資料」「Ⅳ 留意事項」について一つずつ審議していく。はじめに、「Ⅰ 採択に関する基本方針」について、事務局に説明願う。
	(事務局) 「Ⅰ 採択に関する基本方針」について説明
	(会長) ただ今の事務局からの説明について質問や意見はないか。
	(委員) 特になし。
(会長) それでは、採択に関する基本方針については、事務局案どおりでよろしいか。	
(委員) 異議なし。	
(会長) それでは、次に、「Ⅱ 採択の方法」について審議を行う。これについても事務局から説明願う。	
(事務局) 「Ⅱ 採択の方法」について説明	

審 議	<p>(会 長) ただ今の事務局からの説明について質問や意見はないか。</p> <p>(委 員) ユニバーサルデザインの視点については、どのような調査研究を行うのか説明してほしい。</p> <p>(事務局) ユニバーサルデザインの視点とは、すべての人が利用しやすいデザインということになる。例えば、視力に困難がある児童生徒にとっても見やすい色やフォントを用いた配慮のことである。こうしたことを踏まえて調査研究を行うことになる。</p> <p>(会 長) 他に質問や意見はないか。</p> <p>(委 員) 中学校用教科書の採択の方法には根拠となる法律が載せてあるが、小学校には載せないでよいのか。</p> <p>(事務局) 本年度、小学校の採択については4年に一度の採択替えの年度であるが、新たに文部科学省の検定を経た教科書がない。このことを受けて文部科学省からの通知が直近に出され、平成26年度の採択済教科書の中から採択する旨が示されているので、ここではあえて根拠法を示していない。</p> <p>(会 長) このことについて、事務局案のとおりでよろしいか。</p> <p>(委 員) 異議なし。</p> <p>(会 長) 原案のままとする。</p> <p>(会 長) 次に、「Ⅲ 選定資料」について審議を行う。これも事務局から説明願う。</p>
事 務 局 説 明	<p>(事務局) 【 追加資料2を配布 】 「Ⅲ 選定資料」について説明</p>
審 議	<p>(会 長) 「Ⅲ 選定資料」について質問や意見はないか。</p>

事務局説明	<p>(委員) 「1 選定資料作成上の基本方針」については、「教科書」と「教科用図書」の表現が混在しているがそれでよいか。</p> <p>(事務局) ここでは、「教科書」の表現に統一して問題ないとする。</p> <p>(会長) 「教科用図書」の表記を「教科書」に修正してはどうか。</p> <p>(委員) 異議なし。</p> <p>(委員) 選定資料の観点一覧に「共通観点」の項目があるが、全教科、種目という意味での共通なのか。今回の選定資料は「特別の教科道徳」のみなので共通を付ける必要はないのでは。</p> <p>(会長) どちらがよいか。</p> <p>(委員) 今後、調査員会でも検討する内容なので、今の段階では「共通観点」としておいてもよいとする。</p> <p>(会長) 委員の指摘はもっともだが、これまでも同じように「共通観点」としてきており、特段の問題は生じていないので「共通観点」のままよいか。</p> <p>(委員) 了解した。「共通観点」でよい。</p> <p>(会長) 他に質問や意見はないか。</p> <p>(委員) 特になし。</p> <p>(会長) それでは、一部修正を行うということで、「Ⅲ 選定資料」についての審議は、以上とする。</p> <p>(会長) 次に、選定資料の「教科、種目の観点」について審議を行う。これも事務局に説明を願いたい。</p> <p>(事務局) 【 追加資料3を配布 】 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">選定資料の「教科、種目の観点」について説明</div></p>
-------	--

<p>審 議</p>	<p>(会 長) 選定資料の「教科、種目の観点」について質問や意見はないか。</p> <p>(委 員) 中学校「特別の教科 道徳」の観点で、小学校とのちがいは、「児童」の表現を「生徒」に変えたこと以外にあるのか。小学校の教科書をこの観点で調査研究して特に課題はなかったのか。</p> <p>(事務局) 「児童」の表記を「生徒」に変えた以外、小学校との違いはない。昨年度、小学校の教科書についてこの観点で調査研究を行ったが、特に課題はなかった。</p> <p>(会 長) 観点の内容については、小・中学校とも同じであるとのこと。他に質問や意見はないか。</p> <p>(会 長) 「Ⅲ 選定資料」では、「2選定資料の内容構成」において、「(5) 選定資料『特別の教科 道徳』①種目の観点」となっているが、選定資料の観点一覧では「Ⅰ 教科、種目の観点」となっている。小・中学校の場合は、種目だけでなく教科を入れる必要があるのではないか。また、「Ⅱ 選定資料利用上の留意点」の3に「前記の観点と次表の観点、具体事項とは、対応させて読み取ること。」とあるが、「前記の観点」及び「次表の観点、具体項目」とは何のことか。</p> <p>(事務局) 「Ⅲ 採択資料」の表記は、「①教科、種目の観点」に修正したい。また、「前記の観点」とは「Ⅰ 教科、種目の観点」のことで、「次表の観点、具体項目」とは、後日開催される調査員会で作成する選定資料の内容である。</p> <p>(会 長) それらの、「観点や具体項目」については、次回審議することになる。</p> <p>(会 長) 他に質問や意見はないか。</p> <p>(委 員) 特になし。</p> <p>(会 長) それでは、一部修正を行うということで、「教科、種目の観点」についての審議は、以上とする。</p>
------------	---

<p>事務局説明 審議</p>	<p>(会長) 「IV 留意事項」について事務局から説明をお願いしたい。</p> <p>(事務局) 「IV 留意事項」について説明</p> <p>(会長) 「IV 留意事項」について質問や意見はないか。</p> <p>(委員) 「IV 留意事項 1」の主語は、採択を行う者は、となるもの と考える。「2」についても主語を揃え、「教科書発行者からの依頼 に応じて、教科書の著作・編集を行ったり、意見を述べるなどの協 力をしたりする者がいる場合は、その事前・事後に、所属長へ報告 をさせ、確実に把握すること。」とするのがよいのではないか。</p> <p>(事務局) そのように修正したい。</p> <p>(委員) 事前・事後とは、事前または事後のことか、それとも事前も事 後ものことか。</p> <p>(事務局) 事前も事後もという捉えである。</p> <p>(会長) 他に質問や意見はないか。</p> <p>(委員) 特になし。</p> <p>(会長) それでは、一部修正を行うということで、「IV 留意事項」につ いての審議は、以上とする。</p> <p>(会長) 本日の審議内容は以上である。次回について事務局から説明を 話をお願いする。</p>
<p>次回の連絡 審議終了</p>	<p>(事務局) 開催日時、会の内容等について説明</p> <p>(会長) 以上で全ての審議を終了する。</p>